

VI 資料

1. 策定経過

平成 24 年 8 月 29 日	第 1 回健康づくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 匝瑳市健康づくり推進協議会規則の一部改正について ・ がん対策推進計画について
平成 24 年 10 月 1 日	第 1 回がん対策推進計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定のスケジュールについて ・ 匝瑳市がん対策の現状と課題について
平成 24 年 10 月 5 日 ～11 月 9 日	がん対策推進計画に関するアンケート調査の実施	
平成 24 年 12 月 21 日	第 2 回がん対策推進計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん対策推進計画策定のためのアンケート結果について ・ がん対策推進計画（素案）について
平成 25 年 1 月 21 日	第 3 回がん対策推進計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん対策推進計画（案）について
平成 25 年 2 月 5 日 ～3 月 6 日	がん対策推進計画の策定に係るパブリックコメントの実施	
平成 25 年 3 月 22 日	第 2 回健康づくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん対策推進計画（案）について

2. 匝瑳市がん対策推進条例

平成22年10月1日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因であり、市民の生命と健康にとって重大な問題となっている現状から、がん撲滅に向け、がんの予防及び検診による早期発見の推進を図るため、がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき、本市のがん対策を総合的かつ計画的に実施していくことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、国、県、市民、医療機関、がん患者及びその家族などと連携し、がん対策に必要な施策を計画的に実施するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、がんに対する正しい知識を持ち、市が行う施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(保険医療関係者の責務)

第4条 保険医療関係者は、がんの予防及び早期発見の推進など、市のがん対策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第5条 市は、がんの予防及び早期発見を推進するため、がん検診受診率の向上、予防ワクチン接種への支援、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響など、がんに関する知識の普及及び啓発などを推進するため「匝瑳市がん対策推進計画」を策定するものとする。

(がん対策に関する広報等)

第6条 市は、市民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、がん医療に関する情報の収集及び市民への提供のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者などへの支援)

第7条 市は、肉体的な痛みと精神的な不安、悩みに直面するがん患者とその家族をサポートするため必要な支援をするよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 匝瑳市健康づくり推進協議会規則

平成18年1月23日

規則第112号

(設置)

第1条 市は、市民の健康増進を図り、市民と密着した健康づくり対策を協議するため、匝瑳市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、健康づくりに関する事業計画及びその実施方法に関する事項について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、第2条に規定する協議に関し必要と認める事項を調査検討するため、部会を置くことができる。

2 部会は、部会員10人以内で組織する。

3 部会員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選により定める。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

6 第6条及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康管理課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月4日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

4. 匝瑳市健康づくり推進協議会委員名簿

氏名	団体・役職名	備考
橋場 永尚	匝瑳医師会 会長	委員長
江波戸 寛	香取匝瑳歯科医師会 副会長	
小窪 和博	千葉県海匝健康福祉センター長（海匝保健所長）	
山崎 等	匝瑳市議会議員（文教福祉常任委員長）	
岩井 和徳	匝瑳市区長会 会長	
安藤 建子	匝瑳市保健推進員会 会長	
那須 章典	匝瑳市社会福祉協議会 会長	
鈴木 利雄	匝瑳市シニアクラブ連合会 会長	
菊地 紀夫	国保匝瑳市民病院 事業管理者	
池田 竹四	匝瑳市教育委員会 教育長	
林 義雄	ちばみどり農業協同組合 専務理事	
鶴野 航三	匝瑳市商工会 会長	
磯部 範夫	匝瑳市体育協会 会長	

5. 匝瑳市がん対策推進計画策定部会員名簿

氏 名	団体・役職名	備考
石毛 則男	匝瑳医師会 理事	部会長
江波戸 寛	香取匝瑳歯科医師会 副会長	
布村 正夫	国保匝瑳市民病院 副院長	
古関 昭枝	国保匝瑳市民病院 主任看護師	
角田 博	市民代表	
小林 俊子	千葉県海匝健康福祉センター 八日市場地域保健センター 主査	
鎌形 春枝	匝瑳市保健推進員会 副会長	
内田 和枝	ちばみどり農業協同組合 八日市場支店 課長	
柳堀 朗子	学識経験者 (ちば県民保健予防財団)	

6. がんを防ぐための新12か条

- 1条 たばこは吸わない
- 2条 他人のたばこの煙をできるだけ避ける
- 3条 お酒はほどほどに
- 4条 バランスのとれた食生活を
- 5条 塩辛い食品は控えめに
- 6条 野菜や果物は豊富に
- 7条 適度に運動
- 8条 適切な体重維持
- 9条 ウイルスや細菌の感染予防と治療
- 10条 定期的ながん検診を
- 11条 身体の異常に気が付いたら、すぐに受診を
- 12条 正しいがん情報でがんを知ることから

出典：公益財団法人 がん研究振興財団

匝瑳市がん対策推進計画

千葉県匝瑳市役所健康管理課

〒289-2144

匝瑳市八日市場イ2408番地1（保健センター内）

TEL 0479-73-1200 FAX 0479-73-6223
